

制度的実践論

—ジャーナリズムを立法・司法・行政に並ぶものと位置づける考え方について—⁽¹⁾

塚本 晴二 朗*

はじめに

デジタル化して誰もがジャーナリズム的行為を行えるようになった。自身がニュースと認識する出来事や、自らの主張を発信することに誰の許可も必要ない。法律以外に守らなければならないルールもない。まして、ジャーナリズム教育など受ける必要もない。それなのに、なぜジャーナリズムは、その倫理学に則った行為でなければならないのだろうか。

1. 実践

アラスデア・マッキンタイア⁽²⁾は、実践という言葉を用いた以下のようなものとしている。

「実践」という言葉で私が意味するのは、首尾一貫した複雑な形態の、社会的に確立された協力的な人間活動である。それをとおしてその活動形態に内的な諸善が実現されるが、それは、その活動形態にふさわしい、またその活動を部分的に規定している、卓越性の基準を達成しようとする⁽³⁾からなのである。

実践とは、首尾一貫して組織的に行われる、社会的に確立した人間の協働的な活動であって、内的な諸善を実現しようとするもの、というのである。それでは、善の内的なものとの外的なものとは、どのようなものか、マッキンタイアは以下のようなものとしている。

外的善と呼んだものに特徴的なことは、それが達成されたときには常にある個人の財産、所有物になることである。さらに、その特徴的なあり方は、誰かがそれをより多く持てば、それだけ他の人々の持ち分が少なくなることである。この事態は、権力とか名声といった場合には必然的に成り立ち、金銭のような場合には偶然的な事情から成り立つ。したがって、外的な善の特徴は、競争の対象となることであり、そこには勝者もいれば必ず敗者もいるのである。内的な諸善とは、実際、卓越しようとする競争の結果であるが、その諸善に特徴的なことは、それらの達成がその実践に参加する共同体の全体にとっての善であるという点である。⁽⁴⁾

外的善とは、必ずしも実践によらなければ、えられないものではなく、競争の対象になるようなもので、誰もがえられるわけではないものである。これに対して内的善とは、ある特定の種類の実践によらなければ決してえられないもので、その実践に携わる誰にとっても善であるものである。

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

実践とは、意図されている意味では決してたんに一揃いの専門技術（technical skills）ではない、ということは明らかであると思う。そのことは、たとえその技術が何らかの統一された目的に向けて使われるときでも、またそれらの技術の行使がときにそれ自体のゆえに評価ないし享受される場合でも言えることである。実践に関して際立っている点は、一つに、専門技術が奉仕する——いかなる実践も実際は専門技術を使えることを要請する——関連する諸善と諸目的についての考え方が、人間諸力のこれらの拡大によって、またその実践自体の内的な諸善への敬意によって、変容され豊かにされる事態にある。そしてそうした内的な諸善が各々の特定の（タイプの）実践を部分的に定義しているのである。⁽⁵⁾

実践は、専門技術を要するものであるが、専門技術そのものだけを意味するものではない。専門技術を使うことによって、奉仕すべき諸善や諸目的を有するのが実践である。ある特定の実践には達成すべき内的善があり、その内的善がある特定の実践の定義となるのである。

ある実践に入ることは、同時代の実践者たちとの関係にとどまらず、私たちに先行してその実践に従事した人々、特にその業績によって当の実践の範囲を現在の地点にまで拡張した人々との関係に入ることである。そうすると、実践において私が直面し、そこから学ばねばならないものは、その伝統の業績と、言うまでもなくその伝統の権威とである。⁽⁶⁾

実践には、当該実践特有の専門技術があり、それによってなされてきた業績と、業績の積み重ねによる伝統がある。そのような業績や伝統によって、権威づけがなされるのである。実践を行う者は、それらを学ぶ必要があるが、それだけでは単なる専門技術でも同じことである。実践のために学ぶべきものは、これらだけに止まらない。

制度はその特徴として必ず、私が外的な善と呼んだものに関わり合う。それは金銭その他の物質的な善の獲得に関与し、権力と地位に基づいて構成され、報酬として金銭、権力、地位を分配する。実践の担い手である制度が、自らだけでなく諸実践をも維持しようとするれば、そうする以外に方法がないのだ。というのは、制度によって維持されなければ、どんな実践も何らかの期間存続することはできないからである。⁽⁷⁾

実践は制度によって担われるが、実践と制度を混同してはならないのである。たとえば、ジャーナリズムは、メディア企業という制度によって主に担われるが、メディア企業が行っていることが、すべてジャーナリズムなのではない。これは、個人的に活動しているフリー・ジャーナリストでも同じことである。ジャーナリズムという行為は、何らかのメディアを媒介しなければ、受け手には届かない。そしてその媒介するメディアには、必ず何らかの制度が運営に関与している。ジャーナリストだけでは、ジャーナリズムは成り立たないのである。

実際、実践と制度の関係はきわめて密接であり、その結果、当の実践にとって内的善と外的善の関係も密接になるので、制度と実践はその特徴として単一の因果的序列を形成する。そ

してその序列においては、実践のもつ理想と創造性は、制度のもつ獲得志向 (acquisitiveness) から常に脅かされ、実践のもつ共通善への協力的気づかい (cooperative care) は、制度のもつ競争志向 (competitiveness) から絶えず脅かされているのだ。この脈絡にあって諸徳のもつ本質的機能は明らかである。諸徳がなければ……実践は、制度のもつ腐敗的な力に抵抗できないであろう。⁽⁸⁾

実践は制度なくして存続しえない。ゆえに実践には、それ特有の倫理学が必要ということになる。既述のように、ジャーナリズムという実践は、メディア企業という制度なくして存続しえないが、企業とは営利追求をするものである。メディア企業にも経営戦略、販売競争、広告戦略、それらに伴う権力闘争等があり、常に外的な善と関わっている。多くの場合、ジャーナリストもメディア企業の一員であるし、フリー・ジャーナリストであったとしても、ジャーナリズムという行為に関わる限り、外的な善と無関係ではいられない。ジャーナリズムという実践は、その内的善を達成しようとする過程で、常に外的善に脅かされるのである。そこで個々のジャーナリストは、ジャーナリズム倫理学を学ぶ必要がある、ということである。

実践の最もわかりやすい例は、以下のような専門職 (プロフェッション Profession) である。

- (1) 専門職は高度な体系的知識や理論をもち、それゆえにまた
- (2) 権威をもち、
- (3) 社会的な特権を認められてきた。同時に専門職は、
- (4) その権威や特権の代償ないし担保として自ら倫理綱領を定め、自らの行動を厳しく律してきたが、
- (5) そのことは専門職に特有の文化を生み出すことになる。ただし、
- (6) 専門職がその名称を誇ることができるのは、まさに彼らが社会的に重要なサービスを提供するからである。⁽⁹⁾

スティーブン・J・A・ウォードによれば、実践とは、それ自体の技能、知識、目的、責任等を伴う、組織化された社会的活動である。法曹や医師が典型的なものといえる。このような実践は、社会の成員に対して大きな影響力を持ち、社会がうまく機能していくために重要なものである。したがって、そのための倫理学領域が設定される。こうした実践に従事する者は、その実践の倫理学を理解しなければならないのである。なぜ専門職の倫理学や倫理綱領が存在するのか、の理由である。⁽¹⁰⁾

2. ジャーナリズムと実践

ウォードによれば、ジャーナリズムという活動は、歴史的に個人的活動、社会的活動、社会的実践、制度的実践というレベルで展開したものであった。ジャーナリズムは、各レベルによって異なる性格と異なる倫理的責任を持つものであった。

個人的活動には多くのものがあるが、任意で行われる場合が多い。大概は当人がやりたくてやっているものであって、必然的に他者の利害には関わらない。そのような活動は、重要な公的役割を

持たず、公的義務もなく、多くが自身の興味や趣味に含まれるものである。このような活動の中には、印刷物等を配布して何らかの情報を発信するものも含まれる。こうした活動は社会的ではあるけれども、公的責任はない。このような活動の多くでは、参加者はエチケットという一般的なルールや、社会の一般的な道徳に従うことが前提とされるだけで、そのための倫理学領域が設定されるようなものではない。普通であれば、個人的活動に特別な義務や社会的責任を求める特別な倫理は必要ない。常識や礼儀の類いで十分である。つまり17世紀のヨーロッパに定期的なニュース・プレスが出現した時点では、ジャーナリズムは個人的活動に過ぎなかったのである。ジャーナリストという言葉が一定の人々を意味し出すのは、18世紀初頭の欧米においてであった。その頃になると、新聞を刊行するために働くことは、ジャーナリズムを職業とすることであった。ジャーナリズムという活動は、社会で生じ、ジャーナリストが伝えるメッセージは、社会的な出来事についてのものであり、ジャーナリストが雇用されている機関は、社会的な企業体であった。ジャーナリズムが社会的活動であるということは、明らかであった。ジャーナリズムは個人的活動から、社会的活動になったのである。しかしジャーナリズムはさらに1800年代終盤に、専門職と認識されジャーナリズム倫理学が生まれる。ジャーナリズムという活動は、倫理綱領でなすべき行為を規定され、ジャーナリズム学部で教育されるものとなったのである。つまりジャーナリズムは、社会的活動以上のものへと発展し、重要な社会的実践になったのである。⁽¹¹⁾

アメリカ、フランス両革命とそれに続く憲法は、プレス役割と表現の自由の重要性を明確にした。19世紀から20世紀にかけてのプレスの発展は、ジャーナリズムがデモクラシーの制度であるという考えが受け入れられることに繋がった。ジャーナリズムのように、国家の根本的政治構造の一部であると主張できる専門職は、ほとんど存在しなかった。そのためジャーナリズムは「第4権力 (Fourth Estate)」という政治的な制度である、と⁽¹²⁾考えられるようになった。ジャーナリズムは⁽¹³⁾制度的実践となったのである。

3. ジャーナリズムの第4権力論と制度的実践

筆者は制度的実践という概念を、ウォードの論文でしか見たことがない。しかし後述のように、なぜジャーナリズムは、その倫理学に則った行為でなければならないのか、を考える上で重要な概念であると考えている。そこでウォードの制度的実践という概念について、若干の考察を加えてみたい。

ジャーナリズムが制度的実践になる過程についての記述で、ウォードは、「プレスの権力が19世紀と20世紀に成長した時 (As the power of the press grew in the 19th and 20th centuries)、ジャーナリズムがデモクラシーの制度であるという考えは受け入れられるようになった⁽¹⁴⁾」とし、「ジャーナリズムが、『第4権力 (fourth estate)』という、政治制度であるということは、ジャーナリズム倫理学が個人的な価値観や特定の集団の道徳観の中に基盤を置くというよりも、一層広く重要なものの中に定着するということである⁽¹⁵⁾」としている。Fourth Estate は聖職者、貴族、市民に次ぐ第4の「身分」あるいは「階級」、という意味で使われたとされている。日本では、ジャーナリズムを立法・司法・行政の三権に連なる「第4権力」あるいは「第4府」とする場合もあるが、Estate にそのような意味はない。しかし、ウォードは、その前にプレスの Power という単語を使っている。また、アメリカやフランスの革命と、それに伴う憲法に基づくことにも注目してい

る。このような文脈からみて、ウォードの Fourth Estate は三権に連なる第4権力あるいは第4府の意味で使っている、と考える方が妥当のように思われる。国家の機関としての立法・司法・行政と並ぶような制度的なものになった、という意味でウォードがジャーナリズムを制度的実践といっているのであろう、と解釈することはできる。

しかし制度的実践に関する限り、ジャーナリズムを Fourth Estate としているウォードの記述は、ここしかない。そこでウォードが、立法・司法・行政の三権と並ぶような制度的なものになった、という意味で Fourth Estate を使っており、ジャーナリズムが制度的実践となるということは、そういう意味なのかということ、もう少しみていきたい。

ウォードの著書 *Radical Media Ethics: A Global Approach* の謝辞で「多くのものを得てきた」⁽¹⁶⁾ 人物として名前があがり、同じくウォードの著書である *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond* と *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*⁽¹⁷⁾ には裏表紙の短評を書いている、クリフォード・G・クリスチャンズは、ウォードに大きな影響を与えているジャーナリズム倫理学の世界的な権威である。そのクリスチャンズが関わった文献には、立法・司法・行政に並ぶものとしてのジャーナリズムが登場するものがある。⁽¹⁸⁾

クリスチャンズは、カール・ノルデンシュテレンクと2004年に学術誌 *Journal of Mass Media Ethics* に *Social Responsibility Worldwide* という共著の論文を発表した。この論文は、社会的責任論をアメリカで生まれた固有の考え方とみずに、その源は世界的なものであったという見地から再検討している。その中のジャーナリズム倫理綱領に関する記述で、「政治学のより広い見地を獲得することによって問題となるのは、ジャーナリズムやメディアに止まらず、最終的には社会統治システムとしてのデモクラシーである。現代世界におけるメディアは、レトリックとしてばかりでなく、政治学理論や法学的、倫理学的実践においてさえも、実際に政府の第4部門 (a fourth branch of government)⁽¹⁹⁾ と自らを把握するのに十分な根拠が存在する極めて重大なものになってきた」としている。メディアという言葉も使われているが、社会的責任論を再検討する中で、ジャーナリズムの倫理綱領について述べている部分であるから、基本的にジャーナリズムの役割に関する記述であって、マス・メディアの影響力の大きさ等に関するものではない。つまりジャーナリズムが立法・司法・行政という政府の部門に続く、四つ目の部門としての役割を担っているとしているのである。

2009年に刊行された *Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies* は、クリスチャンズがコーディネーターで、ノルデンシュテレンクも執筆者に名を連ねているが、その中でデニス・マクウェールが書いた第5章に、「第4権力としてのプレスは政府の他の3部門、立法・行政・司法に類似している。(The press as fourth estate is analogous to the other three branches of government: legislative, executive, and judiciary.)⁽²⁰⁾」という記述がある。プレスという単語を使っているが、ジャーナリズムの役割に関する記述である。ここでは、ジャーナリズムと立法・司法・行政の3部門とが類似していることを述べていると共に、Estate と Branch が同じようなものを指していることがわかる。この記述はジャーナリズムを、立法・司法・行政の三権と並ぶ四権目とみていることが明確である。また、同書には同じくマクウェールが書いた第6章にも「第4権力 (the fourth estate) という由緒ある概念は、国家の権力とは異なる自らの権力をプレスがもつ

(the press with its own power) と信じることによって、ある種の解決を提供する⁽²¹⁾』という記述がみられる。

クリスチャンズは、2019年に刊行した自著 *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age* で、「ニュース・メディアはアメリカの政体において第4権力として機能 (to function as the fourth estate in US polity) し続ける一方で、ニュース・メディアの促進的役割は国境を超えて文化的に多様である⁽²²⁾』と記述している。ニュース・メディアが主語になっているが、文化の多様性に対するジャーナリズムの役割について述べている部分である。つまりこの記述は、アメリカという国家の政治制度の中でのジャーナリズムの機能についてであって、ここでも Estate を使っているが、ジャーナリズムを三権に連なる四権目としていると考えるべきだろう。

以上のように、クリスチャンズがジャーナリズムを立法・司法・行政の三権に連なるものと考えており、それを論文に書く際 Fourth Estate という言葉を使うことがわかる。

ただ Fourth Estate の訳を立法・司法・行政の三権に続く第4権力とするのはいいとして、ジャーナリズムを第4権力とすると、誤解が生じる可能性があるように思える。所謂マス・メディアの第4権力論だが、そもそもマス・メディアが第4権力といわれ出したのは、その大きな影響力に対する懸念を含めたものであった。「マスゴミ」等という言葉に象徴されるように、第4権力論には、マス・メディア企業の傲慢さや商業主義といったものに対する、反感や嫌悪感といったものが背景にあったように思う。

何よりも権力とすると、どうしても強い影響力をふるっている、という意味に感じられる。誰もが情報発信者になれる今日においては、マス・メディアは、相対的に影響力を弱めている。今さらマス・メディアを通じた活動が中心となるジャーナリズムを、第4権力と表現するのは、過大評価か時代錯誤のように思われるかもしれない。また実際に、ジャーナリズムは国家直轄の国を除けば、三権と並ぶ四権となるような国家の制度ではない。

ウォードのいう制度的実践としてのジャーナリズムとは、デモクラシーを支える重要な機能に注目するもので、マス・メディアに止まらず、ウェブ・ジャーナリズム等のサイバースペースを通じた活動も含む概念である。強大な権力というのではなく、デモクラシーを支えるための重要な機能という意味である。制度的実践という概念は、デジタル時代のジャーナリズムに相応しい概念であるといえるだろう。

4. 制度的実践とジャーナリズム倫理学

人間にとって、コミュニケーションと文化は根本的なものである。言語は人間を人間たらしめる手段である。シンボルによるコミュニケーションによって、人間は文化形成という大きなプロジェクトの中に、具体的なメッセージを組み込むことができるのである。そのシンボルが技術によって媒介される時、人間の生活や文化が変化するという事は、歴史的必然である。人間の意識構造に極めて大きな影響を及ぼすシンボルの形態の変化を伴って、社会変化はメディア変容から生じるのである。歴史的に、ジャーナリズム倫理学は印刷技術と並行して展開してきた。ジャーナリズムのルーツは、印刷技術が唯一の選択肢であった時代に形成されたため、ジャーナリズム倫理学研究のほとんどは、新聞報道に集中し、印刷物の文脈のものであった。放送の時代になると、視覚的な技術が、印刷や口頭のものより二次的な重要性へと追いやられ、人間の思考方法や社会構造を支配した。

そしてデジタル技術が爆発的に成長し、それがもてはやされると、サイバースペースが政治、経済、教育の諸制度を独占するようになったのである。⁽²³⁾

ゆえにジャーナリズム倫理学は、技術に対するシステムティックなアプローチを要求する。デジタル化によるメディア技術の革命的な移行が生じた時代に、印刷や放送に基づいて推断するというわけにはいかないし、その問題は単なる電子機器としての機械や機能の観点では、理解できない。技術には価値が付加されるから、当該メディア技術に内在する特質を、はっきりと確認することが必要である。専門職内や個人の間といった範囲を越えて、サイバースペースにおける問題の解釈には、それと同様の世界規模の枠組みを必要とするのである。⁽²⁴⁾

工業化社会の支配的な世界観は道具主義で、技術は中立的であって我々の人間性を左右したりしない、という考え方である。道具主義では人間の価値は、機械的な効率性に置き換えられる。道徳的責務よりも高度な技術が優先する。道具主義は、現代の工業化社会の問題点にアプローチする枠組みとしては、受け入れ難い。この考え方は、メディア技術の能力が社会の諸問題や諸争点を設定、あるいは定義するという、技術秩序を助長するものである。そういうものではなく、ジャーナリズム倫理学の新しい理論には、現在世界中で生じているコミュニケーション状況の移行を、より適切に説明する人間中心の技術哲学を必要とするのである。道具主義の微調整ではなくて、技術それ自体を根本的に見直す必要がある。中立的なメディアが情報伝達をするという理論は、道具主義の擁護である。技術に関する見地は、道具主義から根本的に異なるものを要求する。ジャーナリズム倫理学研究は、現在の技術革命が、単に規範に反するというではなく、無規範という荒廃状態であることを直視しなければならない。このような危機に対応するジャーナリズム倫理学を構築するために、人間中心の技術哲学の見地が必要なのである。⁽²⁵⁾

それは1900年代終盤の状況をみれば、明らかである。アメリカ大統領選挙にみられた、広告技術を駆使しての選挙キャンペーンや、FOX ニュース等の放送局にみられた、党派性の強い放送の商業的成功等が、デモクラシーの前提を蝕み始めた。同時に、オンライン・メディアの登場は、噂やヘイト・スピーチ等を公然化することとなった。この二つの流れが、公共圏の様相を大きく変えることとなった。社会の成員間に政治的な分断が起こり、合理的な熟議というような考えは、時代遅れのようになった。マス・メディアが正確で客観的な情報を社会の成員に伝え、熟議に役立て、デモクラシーに寄与するという、デモクラシーの夢は、社会の成員の対話の場が、交戦地帯となる悪夢に変わったのである。⁽²⁶⁾

この悪夢の大きな原因は、当初肯定的に迎えられたものであった。それは、インターネットに基づくデジタル・メディアの発展であった。これにより、誰もが情報の送り手として、メディアにアクセス可能となった。このことは、寡占的なマス・メディアによる情報操作を終わらせるものとして称賛され、メディアのデモクラシー化とも評された。しかし、近年デジタル・メディアの否定的で醜い側面が目立ち始め、デモクラシーに反するものでありうる、ということが明らかになってきている。⁽²⁷⁾

デジタル・メディアの発展は、ジャーナリズム的行為を誰もが行えるようにした。自らの意見や思想を広め、賛同を呼びかけるために、ウェブサイト、ブログ、ソーシャル・メディア等を使用して、専門職ジャーナリストと同様のことが行えるようになった。専門職従事者としてのジャーナリストという枠をはるかに超えて、パブリック・コミュニケーションへの参加者が大いに増加したと

いうことは、ジャーナリズム的行為ができる人々が、ジャーナリズム倫理学や自らの主張の真偽に、頓着しないかもしれないということの意味する。またこのようなメディアは、人権擁護からその正反対まで、いかなることの促進にも使用することができる。その上デジタル化した公共圏では、対話において敵意あるアプローチを助長し、経済的、民族的、イデオロギー的等の分断を煽る傾向があることも明らかになってきた。その一方で、政治指導者等は人々に耳触りのいい意見ばかりを広め、そんなものばかりがネット上に溢れている。社会の成員は情報の洪水の中で、メディアの報道にさえも懐疑的になり、自ら確信した意見を持ってなくなっている⁽²⁸⁾のである。

デジタル化によるメディア技術の革命的移行が生じはしても、ジャーナリズムが制度的実践であることに変わりはない。ジャーナリズムが制度的実践である以上、状況に応じてジャーナリズム倫理学のための基盤も、強化されなければならない。ジャーナリズム倫理学は、ジャーナリズムが社会の成員に奉仕しデモクラシーの存続を担保する、ということを確認する倫理学なのである。それは社会全体の制度的構造の中に、ジャーナリズム倫理学を位置づけることである。もしジャーナリズム倫理学が、制度的実践のためのものと位置づけられるならば、ジャーナリズム倫理学は、各ジャーナリストが個人的に理解するものではない。ジャーナリズム倫理学は主観的なものでも個人的なものでもない。ジャーナリズム倫理学は、客観的で社会的なものである。ジャーナリズム倫理学は、個々のジャーナリストのためのものでも、集団としての全ジャーナリストのためのものでもない。ジャーナリズム倫理学は、社会やその成員のためのものである。このようなジャーナリズム倫理学の理解は、ブロガーであろうと、SNSのユーザーであろうと、ジャーナリズム的行為に関与する誰もが自由に、自身の特異な倫理学を作り上げたり、全く倫理学にかまわなかったりできる、という考えに反対する。この理解は、真実を述べることや公正であること等のような、ジャーナリズム的行為の指針として、一般的な道徳で十分である、という見解に反対する。市民ジャーナリストという立場の強調は、自分たちには一般的な道徳で十分であり、ジャーナリズム倫理学が時代遅れで、関係があるのは専門職ジャーナリストだけ、と主張することを可能にするように思える。しかしジャーナリズムが制度的実践であるならば、一般的な道徳原理と、ジャーナリズム的行為の指針となるジャーナリズム倫理学特有の規範との、両方を必要とするのである⁽²⁹⁾。

5. 「社会的責任論」と制度的実践

ジャーナリズムが制度的実践と認識されいく具体的な過程として、アメリカの例を詳しくみていくことにする。それは社会的責任論という考え方が生まれ、浸透していく過程でもあった。

1947年に発表された、プレス自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス (A Free and Responsible Press)⁽³¹⁾』は、発表当時「ジャーナリズム業界から賛同を得られなかった⁽³²⁾」。それにもかかわらず、その後「国際的にも国内的にも必要とされるであろう、未知の時代のプレス理論の新しい枠組み⁽³³⁾」だったと評価されるようになる。「世界が模倣すべきアメリカ発の指標というのではなく、デモクラティックな社会がプレスのために有効な哲学や政策を展開するために必要なものの一種⁽³⁴⁾」というように、アメリカばかりでなく、多くの国々で受け入れられている考え方とされている。現在では、ジャーナリズム倫理学研究の古典といって過言ではない。

プレス自由委員会の研究は、その組織の名前から推測できるように、必ずしもジャーナリズムの倫理学を研究対象に絞っていたわけではない。そもそもプレスの自由委員会への出資者で、5

大雑誌出版社の一つであるタイム社のヘンリー・ルースは、検閲とメディア企業経営への政府の介入が関心事であった。その一方で、当時のアメリカ政府はメディア企業の独占寡占化を懸念し、メディア企業の経営を多様化させようとしていた。ルースの所有する巨大メディア企業は、政府が調査に乗り出すべき典型的なものであった。⁽³⁵⁾ こうしたことからルースは、1942年12月に古典的な「思想の自由市場論」を再肯定するような結果を期待して、シカゴ大学総長ロバート・M・ハッチンスにプレスに関する検討を依頼したのである。⁽³⁶⁾

翌年、タイム社から20万ドル、エンサイクロペディア・ブリタニカ社から1万5,000ドルという資金を受けて、プレスの自由委員会が結成された。プレスの自由委員会はプレスの関係者58人の証言を聞き、プレスに関心をもつ産業界、政府、民間機関等の225人以上にインタビューし、2、3日にわたる会合を17回開き、176の文書を検討した。⁽³⁷⁾

プレスの自由委員会は、プレスの当時の状況の特徴として、事業体の減少傾向を挙げている。当時は、小さなプレスの淘汰が進んだ所が多かった。新聞では日刊紙の発行数が、1909年の2,600紙をピークとして減少し続け、目下1,750紙となっていた。その日刊紙が発行されている都市の中でも、競合紙があるのは117都市だけで、約12分の1となっていた。どの都市にも競合する日刊紙がない州は10州で、どの都市にも競合する日曜紙がない州は、22州だった。日刊紙の総発行部数約4,800万部中、40%が競合紙を持っていなかった。競合紙が存在するのは大都市だけになっていた。また、日刊紙1,750紙の95%で、総発行部数の0.2%を除く全てが、AP、UP、INSという3大通信社の一つかそれ以上から配信を受けていた。ラジオは4大ネットワーク、映画は8大社があった。出版は、雑誌出版社にも、書籍出版社にも5大社があった。

当時の状況の特徴は、プレスの規模の拡大に伴う事業体の減少だけに止まらない。一個人か一企業によって、一つあるいは複数の都市の新聞やその他のマス・メディアを複数所有する「チェーン・オーナーシップ」もあげられる。全国レベルのハースト、スクリップス-ハワード、マコーミック-パターソン各グループとそれよりも小さな地域、地方レベルのチェーンは、全米の新聞の総発行部数の53.8%を占め、14人で日刊紙総発行部数の25%を支配し、50人足らずで日曜紙総発行部数のほぼ半分を支配していた。

以上のようにコミュニケーション産業を通じて、小さなものはごく限られた周縁部に存在するだけで、新規事業を興す機会は、極めて限られていた。⁽³⁸⁾

プレスの自由委員会は、当時のプレスの状況を踏まえて、プレスの自由は危機に瀕している、と結論づけるが、その理由を次の三つであるとしている。

1. 人々に対するプレスの重要性は、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスの発展と共に、著しく増大してきた。同時に、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスの発展は、プレスを通じて自らの意見や考えを表現することができる人々の割合を、著しく減少させてきた。
2. マス・コミュニケーションの手段としてのプレスという機構を使用できる僅かな人々は、社会の必要に対して十分にサービスを提供してこなかった。
3. プレスという機構の管理者は、時々社会が非難し、もし継続すれば規制や統制を不可避的に受けるようなことをしてきた。⁽³⁹⁾

プレス自由委員会は、個人の表現の自由とプレスの自由が異質なものになったと捉えた。もはやプレスの自由は、古典的な思想の自由市場論の範疇にはなく、個々人の権利や公共の利害と合致する必要があるもの、という結論を下したのである。そこで、プレスの自由の危機を脱するためには、五つのことが要請される、としたのである。

1. 日々の出来事の意味がわかるような文脈において、そのような出来事の誠実で、包括的で、理性的な説明をすること。
2. 解説と批判の交換の場であること。
3. 社会を構成する諸集団の代表的な実像を映し出すこと。
4. 社会の諸目標や諸価値を提示し、説明すること。
5. 日々の情報に十分に接触できること。⁽⁴⁰⁾

プレス自由委員会は、プレスの巨大化、集中化によって、プレスの自由論を修正せざるをえない、としたのである。意見を自由に交換できることを前提とする古典的な思想の自由市場論は、全ての人々が意見の表明をすることにおいて、対等である必要があった。しかし、巨大化、集中化したプレスの下では、それに接触できる者のみに「発言」が許された。自分の意見を伝える手段を持たなければ、どんなに正しい意見であろうとも、存在しないのと同じようなものである。つまり、古典的な自由市場の原理には、20世紀のような巨大なマス・メディアというようなものの存在が、予定されていなかったのである。こうした現実認識の下にプレス自由委員会は、政府、プレス、公衆それぞれがなす行動を勧告している。

プレス自由委員会の報告は、「巨大なマス・メディアの出現による国家（ないし政府）・メディア＝市民という二極的な言論状況から国家（ないし政府）・メディア・市民という三極的な言論状況への変化に対する極めて現実的な対応⁽⁴¹⁾」だったのである。そこでプレスばかりでなく、政府や公衆がなすべきことをも勧告する、という形になっているのである。

しかしプレス自由委員会が出した報告書は、ルースを失望させた。その内容は、ルースをはじめとするプレスの経営者達には、聞きたくない言葉だった。ルース達は、委員会の報告を非難した。政府の介入からの自由は、メディアの公的奉仕の義務を否定するものではなく、公的奉仕のための自由は、政府の介入からの自由の前提である、とするプレス自由委員会の基本的な主張を否定しようとした。まるでチェーン化した新聞社や1都市1紙状態の日刊紙が、伝統的な思想の自由市場の原理に影響を及ぼすことはないかのように、思想の自由市場論に執着した。そして当時のメディア企業の仕事は、市民の知る権利のためにニュースや意見を供給するのではなく、⁽⁴²⁾ 広告主に読者、視聴者を売る事業になっていった。

またプレス自由委員会は、「公衆によってなされうること」の二番目の勧告等で、ジャーナリズム教育に言及している。プレスの社会的責任を強調するとともに、その担い手たるジャーナリストを養成する、大学でのジャーナリズム教育の重要性を論じているのである。ただし、基本的な立場としては、各大学のジャーナリズム学部は、そのなすべき義務を果たしていない、との強い批判であった。このような言及に対して、AASDJ（アメリカ・ジャーナリズム学部学科協会 American Association of School and Department of Journalism）会長のロバート・W・デズモンドは、

「ジャーナリズム学部に関するところほど、この委員会が、ふんだんに奇想を放っているところはない⁽⁴⁴⁾」と、非常に攻撃的に反論している。ジャーナリズムの研究者が、プレス自由委員会のメンバーにいなかったこともあり、専門外のジャーナリズム教育に言及したために、メディアの経営者達ばかりでなく、ジャーナリズムの研究者達からも、非難される結果となったのである。

一連の反応や批判が、正当なものであったかどうかは別として、プレス自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』は、発表当初高く評価されなかったばかりでなく、メディアの業界からも、研究者からも非難されたり、無視されたりしたのである。

メディア産業界がハッチンス委員会の報告書を無視した一方で、大学のジャーナリズム学部等では、この報告書を真剣に受け取るようになっていった。⁽⁴⁵⁾その発端が、1956年に刊行された、フレッド・シーバート、セオドア・ピータスン、ウィルバー・シュラムらによる『マス・コミの自由に関する四理論 (Four Theories of the Press)⁽⁴⁶⁾ (以下『四理論』とする)』である。

『四理論』は、その類型学的な思考により、ジャーナリズム研究にとって、極めて重要なものであった。この文献の副題は「プレスがどうあるべきであり、何をすべきかに関する権威主義、自由主義、社会的責任、ソビエト共産主義の概念⁽⁴⁷⁾」となっている。これらの四つの概念は、「プレスの存在理由はなにか、プレスが、国によって、まるで違う目的に奉仕したり、非常に異なった形態を示しているのはどうしてなのか⁽⁴⁸⁾」という、著者達自身の基本的な疑問に対する自らの返答である。

『四理論』では、この本の主題は「プレスは常にそれが活動している社会の、社会的政治的構造に応じた形態をとり、色あいをおびているものだということにある。とりわけ、それは、個人と機構との関係を規律している社会的統制制度を反映しているものなのである。われわれは、プレスを体系的に理解するには、社会のこういった側面を理解することが肝心だと信じている⁽⁴⁹⁾」としている。このような主張は、道理にかなっており、『四理論』はプレスのシステムが、異なる政治システムや哲学に結びつけられることを示唆して、社会におけるメディアの役割を省察するための、歓迎されるべき刺激を供給したのである。社会的な規範の問題は脇に置いて、価値自由の立場を取る社会科学的慣習の中であって、『四理論』は政治的価値や専門職倫理等と社会とを、どのようにプレスが関係づけるかの系統的な分析という、マス・コミュニケーションの新しい領域の方向づけを行った。プレスと社会の異なるパラダイムを対比する方法は、理論的に有効であるばかりでなく、ジャーナリスト養成教育のための重要な講義のツールを供給した。第二次世界大戦以来のマス・メディアの発達とともに、政治との関係を含む、社会におけるマス・メディアの役割と課題を明確にする不可避的な必要が存在していた。しかし、当時台頭してきた学問領域には、応えられるものがほとんどなく、それゆえ『四理論』がこの分野の古典となったのである。『四理論』はベストセラーとなり、たぶん他のいかなるジャーナリズム研究の文献よりも、多くの回数増刷され、多くの言語に翻訳されたのである。⁽⁵⁰⁾

『四理論』は、『自由で責任あるプレス』で主張された考え方に社会的責任論と名づけ、「決してハッチンス委員会の学者グループのこしらえた抽象論だと片づけてしまっただけとはいけない、ということをおこそう。ハッチンス委員会では評判のよくなかったプレス一派は、この理論をそう扱ってきた。しかし、この理論の本質的なものは、すべて、委員会よりずっと以前に、責任ある編集者や発行者によってのべられたものであったし、また、委員会以後ないしは委員会とはまったく独立に、ほかの責任ある編集者や発行者によっても表明されてきているものなのである。これは現

実の趨勢であって、机上の空論ではない⁽⁵¹⁾』とした。『四理論』によって、プレス自由委員会の考え方は、社会的責任論という規範理論として、アメリカの各大学のジャーナリズム教育の中で浸透していくことになる。さらには、『四理論』を学んだ者が、ジャーナリズムの現場で多数派を占めるようになった時、社会的責任論は、アメリカ・ジャーナリズム規範理論研究の主流となるのである。

プレスの自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』あるいは『四理論』の「社会的責任論」は、ジャーナリズムが制度的実践となっていく時期の状況を分析し、理論化したものである。ジャーナリズムが制度的実践であることを理論的に根拠づけた最初の研究書、といえるだろう。特に、プレスの自由委員会の五つの要請は、制度的実践としてのジャーナリズムがなすべき活動とは、如何なるものかということ、を、明確にしている。

おわりに

以上のように、社会的責任論が規範理論として確立していく過程は、そのままジャーナリズムが制度的実践と認識されていく過程であった。ジャーナリストが専門職であり、憲法的にも重要なものと認識された時期が、制度的実践となった時期であると考えれば、1800年代終盤から1900年代の初め頃ということになり、『自由で責任あるプレス』や『四理論』の刊行よりも半世紀近く前ということになる。つまり、制度的実践としてのジャーナリズムという実態に、理論が追いつくには、それだけの時間が必要だったということである。それは制度的実践に限ったことではない。ジャーナリズムは、技術の発展と共にその実態を変化させてきたが、ジャーナリズムに関する理論がその変化と同一歩調をとれたかということ、そうでない場合の方が多かったであろうことは、今日の実況をみても明らかである。

註

- (1) 本論は「特集 ニュース・メディアの制度的実践を考える」の基調報告のために、拙論(2024)「スティーブン・J・A・ウォードのジャーナリズム倫理学——客観性と党派性を中心として——」『ジャーナリズム & メディア』の「3. 制度的実践」と拙著(2021)『ジャーナリズムの規範理論』の「第1章 専門職教育と社会的責任論——ジャーナリズムの規範理論研究の原点——」を土台として、加筆、再構成したものである。
- (2) ジャーナリズム倫理学が「成長産業」に転じたとされる、1980年代を代表するジャーナリズム倫理学研究者である、エドモンド・B・ランベスは、その著書 *Committed Journalism: An Ethic for the Profession* (Lambeth, Edmund B. (1992) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession, 2nd ed.* Bloomington: Indiana University Press. pp.72-82.) で、『美德なき時代』に代表されるマッキンタイアの研究が、ジャーナリズム倫理学のために重要であることを指摘している。その理由として、第1にマッキンタイアは、ジャーナリズムにおける卓越性の基準の設定方法において、社会学と道徳哲学を融合させるという独自の見地を供給する。第2にマッキンタイア思想は、ジャーナリストの実際の行動の改善に具体的な関わりをもつ。第3に過去の重要性に関するマッキンタイア独自の強調は、ジャーナリストがより豊かでより有効な文脈で先人の経験を学ぶことを可能にする、という三点をあげる。要するに、マッキンタイアの所論を自らのジャーナリズム倫理学の思想的な裏づけとしているのである。

- (3) Macintyre, Alasdair (2007=2021) *After Virtue: A Study in Moral Theory, 3rd ed.* Notre Dame: University of Notre Dame Press. p.187. (篠崎榮訳『美德なき時代』みすず書房230頁)
- (4) Ibid., pp.190-191. (同書234頁)
- (5) Ibid., p.193. (同書237頁～238頁)
- (6) Ibid., p.194. (同書238頁)
- (7) Ibid. (同書238頁)
- (8) Ibid. (同書238頁～239頁)
- (9) 新田孝彦 (2013)「第三部 専門職倫理序論」『専門職倫理の統合的把握と再構築 研究成果報告書』(平成21年度～24年度 科学研究費補助金 基盤研究(B) (一般) 研究課題番号21320001研究代表 新田孝彦) 12頁。
- (10) Ward, Stephen J. A., (2015a) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Chichester: Wiley Blackwell. pp.134-135.
- (11) Ibid., pp.133-135.
- (12) 「制度」という言葉については、マッキンタイアの制度と、ウォードの制度の意味は異なる。マッキンタイアの制度は、企業のような組織体を指している。これに対してウォードの制度は、憲法的な裏付けをもつ国家の統治機構のようなものを指している。
- (13) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., pp.136-137.
- (14) Ibid.
- (15) Ibid., p.137.
- (16) Ibid., p.ix.
- (17) Ward, Stephen, J. A. (2015b) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond, 2nd ed.* McGill-Queen's University Press: Montreal & Kingston.
- (18) Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- (19) Nordenstreng, Kaarle & Christians Clifford G. (2004) "Social Responsibility Worldwide." *Journal of Mass Media Ethics*, Vol.19, No.1, p.18.
- (20) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle, & White, Robert A. (2009) *Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies*, Urbana and Chicago: University of Illinois Press. p.129.
- (21) Ibid., p.150.
- (22) Christians, Clifford G., (2019) *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age*, New York: Cambridge University Press. p.206.
- (23) Christians, Clifford G., (2019) op.cit., pp.35-36.
- (24) Ibid., p.32.
- (25) Ibid., pp.32-33
- (26) Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield. pp.17-18.
- (27) Ibid., p.18.

- (28) Ibid., p.19.
- (29) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., pp.137-138.
- (30) 正式名称は、Commission on Freedom of the Press だが、ロバート・M・ハッチンスが委員長であったため、ハッチンス委員会ともいわれる。
- (31) Commission on Freedom of the Press (1947) *A Free and Responsible Press: A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion Pictures, Magazines, and Books*. Chicago: University of Chicago Press. 訳書として日本新聞協会編集部 (1949) 『新聞の自由と責任』日本新聞協会、渡辺武達 (2008) 『自由で責任あるメディア』論創社参照。
- (32) 林香里 (2001) 『『プレスの社会的責任理論』再訪—『米国プレスの自由委員会』一般報告書提出から53年を経て—』『マス・コミュニケーション研究』第58号113頁。
- (33) Christians, Clifford G., Ferrē, John P., & Fackler, P. Mark (1993). *Good News: Social Ethics & the Press*. New York: Oxford University Press. p.37.
- (34) Nordenstreng, Kaarle & Christians Clifford G. (2004) op.cit., p.4.
- (35) ルースは、週刊ニュース雑誌『タイム』、週刊写真雑誌『ライフ』、月刊誌『フォーチュン』と『アーキテクチュアル・フォーラム』、ドキュメンタリー映画制作会社、ラジオ番組『マーチ・オブ・タイム』、当時は売却していたが大都市のラジオ局 WQXR とラジオ・ネットワーク ABC に出資していた。Commission on Freedom of the Press (1947) op. cit., p.45.
- (36) Ferrē, John P. (2009) “A Short History of Media Ethics in the United States.” in Wilkins, Lee & Christians, Clifford G. (eds.) *The Handbook of Mass Media Ethics*. New York:Routledge, pp.21-22.
- (37) Commission on Freedom of the Press (1947) op. cit., pp.v-vi.
- (38) Ibid., pp.30- 51.
- (39) Ibid., p. 1.
- (40) Ibid., pp. 20-29.
- (41) 大井眞二、谷藤悦史 (1992) 「近代の始まり—『プレスの自由論』再考に向けて」『新聞学評論』第40号 50頁。
- (42) Ferrē, John P. (2009) op. cit., p.22.
- (43) 『自由で責任あるプレス』の第五章「自主規制」の「専門職化」という節でも、ジャーナリズム教育に触れている。Commission on Freedom of the Press (1947) op. cit., pp.76-78.
- (44) Desmond, Robert W. (1947) “Of a Free and Responsible Press,” *Journalism Quarterly*. No.24, pp.188-192.
- (45) Ferrē, John P. (2009) op. cit., p.22.
- (46) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) *Four Theories of the Press: The Authoritarian, Libertarian, Social Responsibility, and Soviet Communist Concepts of What the Press Should Be and Do*. Urbana: University of Illinois Press. (内川芳美『マス・コミの自由に関する四理論』東京創元社)
- (47) Libertarian の訳を自由主義とした。他の論文を含めて、普段はリバタリアンとカタカナで書いているが、『四理論』では、自由主義という訳が既に定着しているので、『四理論』の場合のみ自由主義という訳を用いる。

- (48) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) op. cit., p.1. (前掲書11頁)
- (49) Ibid., pp.1- 2. (同書12頁)
- (50) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle, & White, Robert A. (2009) op. cit. p.4.
- (51) Siebert, Fred S., Peterson, Theodore & Schramm, Wilbur (1956=1959) op. cit., p.5. (前掲書18頁)